

第9回香南市農業委員会議事録（令和3年9月）

1. 開催日時 令和3年10月4日（月） 午後1時37分から午後2時54分

2. 開催場所 香我美市民館 1階大ホール

3. 出席委員（19人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番加藤 明、3番藤村和明、4番石丸典男、5番松村一恵、6番溝渕洋介、7番矢野由美子、8番横田榮介、9番野島利英、10番井澤 傳、12番百田順一、13番岡村 彰、14番近森一夫、15番柳本 章、16番三浦輝之、17番西村政吉、18番久武恵一、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（18人）

1番乾 祐司、2番水田恭二、3番恒石 謙、4番小松正文、5番杉村敬介、6番高倉 享、7番小松英介、8番松山 好、10番小松達夫、11番村上信一郎、12番野嶋由慎、13番黒岩健志、14番岩川 覚、15番山本 智、16番柳本佳洋、17番末久直樹、18番河崎勝實、19番久武光顯

4. 欠席委員

（推進委員）9番宮崎誠二

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 9番野島 利英 10番井澤 傳

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局主事

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長

ただ今から第9回香南市農業委員会を開催致します。

台風が吹き荒れ、秋を運んできたようです。日増しに秋の気配が濃くなってきました。季節にせかされるように田園では温室ハウスのビニール貼りや次期策の

準備にと、賑やかな声が飛び交っています。農作業も一段と忙しくなる中、先月は農地パトロールお疲れさまでした。

本日はお忙しい中、ご出席ご苦労様です。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13 時 37 分)

事務局 本日の出席委員は 18 名です。香南市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、8 番委員が少し遅れると連絡がはいっています。9 番推進委員が欠席です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。9 番野島委員、10 番井澤委員を指名いたします。両委員さんよろしくをお願いします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願いします。

議長 それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

事務局 それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、受付番号 34 番の説明を致します。

申請地は夜須町十ノ木字圓通南路 374 番 2 外 2 筆、地目は畑、面積は合計で 657 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

譲受人は農地付き空家バンクの制度を利用する者です。農地を取得するためには、取得する農地も含めて 40 アール以上の面積が必要になりますが、香南市では、農地付き空家バンクの制度を利用する場合、1 アールで農地を取得することができます。

また、農地付き空家バンクに付随する農地については、事前に農業委員会で地番指定を行っており、今回の地番については令和 3 年 8 月 4 日の農業委員会で地番指定をおこなっております。今回取得される農地の面積は 1 アール以上であり、農地法 3 条第 2 項第 5 号に定められております下限面積要件はクリアしております。その他、農地法 3 条第 2 項各号につきましても、お手元に配布しています調査書の内容どおり許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば 19 番農業委員さんをお願いします。

19 番 9 月 22 日に推進委員と現地確認をいたしました。農地付き空家バンクの案件で、事務局の説明どおりで問題ないことを報告いたします。

事務局 続きまして、受付番号 35 番の説明を致します。

申請地は香我美町中西川字意ノ契 1609 番イ外 1 筆、地目は田及び畑、面積は合計で 693 m²です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。また、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決に入ります。農地法第3条2件許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号41番の説明を致します。

申請地は、野市町大谷字カナデン103番1および104番1、地目は田、合計面積は登記面積で2,589㎡、実測面積で2,740.99㎡です。

位置図及び配置図は1ページから6ページ、現況写真は1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、香南市役所本庁舎の北北西約670mに位置し、譲受人が建築条件付宅地分譲地13区画とするものです。

農地の区分としては、「香南市役所本庁舎から800m以内にある農地」で、第2種農地に該当すると判断します。

周囲の状況は、東は宅地および105番2の同意の無い田、西は同意のある田、北は赤線・青線を挟み同意のある田、および北西は116番1の同意の無い田、南は香南市道を挟み同意のある田、です。

このうち2筆の同意の無い田は、現況写真1ページ上段の航空写真に黄色と緑色の枠でそれぞれ記載した位置であり、この田につきましては位置図および配置図5ページと6ページのとおりの理由書および被害防除計画書が提出されております。

なお、2筆はともに、農振除外申請当時には隣接同意書が提出されておりましたが、位置図5ページの理由書の赤線で示しましたとおり、東側の隣接農地である105番2については、地権者が現在病気療養中のため同意書の取得が困難であること、北西に点で接する隣接農地の116番1については、地権者からは建物の陰ができるため同意できないと言われたそうですが、現状が放棄状態であることから営農への影響が生じない旨の理由となっております。

なお、北西の農地につきましては、現地確認した際、現況写真3ページ下段の写真⑤のとおりの現況が放棄地状態であり、現況を鑑みれば、営農への影響は少ないと考えられます。

造成につきましては、位置図及び配置図 3 ページの造成計画図のとおり、造成地周囲には擁壁を設置して、約 6 7 センチまでの盛土を行います。

整地につきましては、位置図及び配置図 2 ページの土地利用計画図のとおり新設道路はアスファルト舗装、その他は土のまま整地をおこないます。

排水につきましては、位置図および配置図 4 ページの排水計画図のように、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、敷地内新設道路側溝を通り南側の市道側溝へ排水します。雨水については区画毎に雨水浸透枳を 2 つ設置し、溢れる分は生活雑排水と同様に排水する計画です。

排水に関しては地元の同意を得ており、南側市道への進入路設置・水路改修・グレーチング設置工事については香南市建設課より許可済み、北側の赤線・青線の整備・改修工事については香南市住宅管財課より許可済みです。

また、開発に関して、香南市土地環境保全条例については、本年 9 月 2 9 日に開催されました開発審査会でもこの計画で承認を得ており、香南市と開発協定を交わす見込みです。

ご説明しましたとおり、隣接地で同意の無い田もありますので、ご審議いただけたらと思います。

補足説明があれば 5 番農業委員さんお願いします。

5 番

同意のない田ということで、日照の事を気にされていますが、長い間ここには、作物が植えられていないという事を聞いたのと、それであれば、日照の影響を証明することは難しいと現地でも話をしました。ご審議ください。

事務局

続きまして、受付番号 4 2 番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字安弘 1 2 5 7 番 2 および 1 2 5 8 番 1、地目は田、面積は合計で 3 3 1 m²です。

位置図及び配置図は 7 ページから 9 ページ、現況写真は 4 ページと 5 ページをご覧ください。

申請地は山北前田交差点の北北東約 3 3 0 m に位置し、譲受人が自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、北は宅地、東は同意のある田、南は赤線を挟み同意のある田、西および南西は香南市道を挟み宅地と 8 3 0 番 1 の田ですが、現況写真 5 ページの下段に示しました写真③のとおり、この田は申請地から約 4 メートル以上離れており、営農への影響は無いと判断します。

農地の区分としては、1 0 ha 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成および整地計画につきましては、造成はおこなわず、土のまま整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側の市道側溝へ排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は生活雑排水と同様に西側市道側溝へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側市道側溝への排水管接続については香南市建設課より許可済みです。

補足説明があれば 1 3 番農業委員さんお願いします。

1 3 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号43番の説明を致します。
申請地は、香我美町山北字トヲザキノハナ11番1、地目は田、面積は547㎡のうち232.22㎡です。
位置図及び配置図は10ページから12ページ、現況写真は6ページをご覧ください。
申請地は香我美中学校の東側道路対面に位置し、借人が自己住宅を建築するものです。
周囲の状況は、東は同意のある田および宅地、西は香南市道を挟み学校用地、南は申請地の残地で、さらにその南側は貸人所有の田。北は申請地の残地で、さらにその北側は道路を挟み宅地です。
農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。
造成・整地計画につきましては、全体の整地を行い、表層は砂利敷きとする計画です。
排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は生活雑排水と同様に西側市道側溝へ排水します。
排水は地元の同意と土地改良区の同意を得ており、西側市道への排水管設置および進入用コンクリート床版設置については香南市建設課より許可済みです。
補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

1 4 番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号44番の説明を致します。
申請地は、野市町下井字ラノ丸541番6、地目は田、面積は191㎡です。
位置図及び配置図は7ページと8ページ、現況写真は13ページから15ページをご覧ください。
申請地はポリテクカレッジ高知の南南西約180メートルに位置し、譲受人が自己住宅を建築するものです。
なお、現況写真7ページ・8ページのとおり、申請地の一部にはすでに砂利が敷かれ、一部を駐車場として使用されておりますが、これについては位置図及び配置図15ページのとおり、譲渡人より始末書が提出されております。
周囲の状況は、東と南は宅地、北は同意のある田、西は高知県管理河川と香南市道を挟み宅地および同意の無い田581番1、543番2ですが、この田は申請地から約13メートル以上離れており、営農への影響はないと判断します。
農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第1項第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。
造成・整地計画につきましては、盛土は無く、通路および駐車場部分はコンクリート打設し、その他は土のまま使用する計画です。
排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、西側河川に排水し、雨水は自然浸透および溢れる分は生活雑排水と同様に西側河川へ排水します。
排水は地元の同意および土地改良区の同意を得ております。

ただし、西側河川への排水管設置については、本日現在、高知県中央東土木事務所へ一部確認中です。位置図及び配置図 14 ページの図面をご覧くださいと、方角は左側が北向きですが、西側河川への排水管は青色の矢印のように、雨水は主に敷地内既存側溝を流れた後、申請地南西の隅にある既設排水管を通して西側河川へ排水し、生活雑排水は既設排水管のやや北側に新設する排水管から西側河川へ排水する計画となっておりますが、河川管理者である高知県中央東土木事務所との協議の中で「排水はできるだけ既設管を使用してほしい」旨の話があり、本日現在、高低差や勾配等の取り合わせ的に、既設管だけを使用する計画に変更できるかどうかを確認中と聞いております。

したがって、西側河川へ排水する計画自体に変更はないものの、排水経路図面が一部変更される可能性があります。ただし、勾配等の調査の結果、排水管を新設する必要があったとしても、適正に申請を行えば許可見込みがある旨を確認済みです。

なお、進入路である既存の通路橋については、既存のまま使用するため新たな工事等は発生しません。

補足説明があれば 4 番農業委員さんお願いします。

4 番 事務局から説明がありました、始末書が出ておりますが、30 年以上この状態です。ほとんど使っていない状態です。ご審議お願いします。

事務局 続きまして、受付番号 45 番の説明を致します。

申請地は、野市町東佐古字キウヤシキ 463 番 1、地目は田、面積は 233 m²です。

位置図及び配置図は 16 ページと 17 ページ、現況写真は 9 ページをご覧ください。

申請地はつきみ野団地の東約 100 メートルに位置し、借人が自己住宅兼美容院を建築するものです。

周囲の状況は、東は赤線を挟み貸人名義の田、北は宅地および貸人名義の田、西は宅地および赤線を挟み貸人名義の田、南は県道を挟み貸人名義の田です。なお、現況写真 9 ページの上段の航空写真に示しましたとおり、県道の南側には登記地目が田の土地 464 番 7 と 1224 番 3 がありますが、この 2 筆は申請地から 10 メートル以上離れている上、現況は赤線の拡張部分とみられ、農家台帳にも農地として登録されていないため、影響は無いと判断します。

農地の区分としては、10 ha 以上の集団農地で第 1 種農地に該当しますが、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成・整地計画につきましては、20 センチの盛土を行い、来客用駐車スペース、駐輪場、物干し場はコンクリート仕上げ、その他の部分は化粧砂利敷きで整地する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側県道側溝に排水し、雨水も同様に南側県道側溝へ排水します。

排水は県道管理者である高知県中央東土木事務所の同意を得ており、県道側溝への排水管接続についても高知県中央東土木事務所より許可済みです。

なお、南側県道からの進入路として一部を使用する 463 番 4 の宅地」については、地権者である貸人より通行承諾を受けております。

補足説明があれば5番農業委員さんお願いします。

5番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号46番の説明を致します。
申請地は、野市町東野字レノ丸344番6、地目は田、面積は154㎡です。
位置図及び配置図は18ページから20ページ、現況写真は10ページをご覧ください。
申請地は野市中央病院の西約300mに位置し、北側に位置する譲受人の自宅用の駐車場を設置するものです。
周囲の状況は、東は宅地、およびさらにその東は譲渡人所有の田、西は譲渡人所有の田、南は県道を挟み譲渡人所有の田、北は宅地です。
農地の区分としては、「上水道管と下水道管が埋設された道路の沿道区域であり、かつ概ね500メートル以内に2以上の医療施設がある区域内の農地」であり、第3種農地に該当すると判断します。
造成につきましては、20センチ盛土を行い、全体を砂利敷きで整地する計画です。
排水につきましては、駐車場ですので生活雑排水の発生はなく、申請地内の雨水は北側住宅敷地内にある既存排水溝を通り、住宅のさらに北側にある水路へ排水します。
排水は地元の同意を得ており、排水溝は既設であるため、新たな工事は発生しません。
なお、進入口である南側県道には、譲受人自宅へ延びる既設スロープがありますが、本申請にあたってスロープ部分を一部広げる計画です。ただし、この新たに広げるスロープ部分の県道への接続はなく、敷地内のみで設置とする計画であり、県道への新たな工事は発生しません。
補足説明があれば2番農業委員さんお願いします。

2番 両脇に農地がありますけど、譲渡人の農地であり、また駐車場ですので営農への影響ないと思いますので問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、41番の案件について、審議をいただきたいとの説明がありましたので、先に審議します。補足説明があれば事務局より説明願います。

事務局 41番については、先程説明しましたとおり、申請地の東側の農地と北西の点で接する農地について同意が添付されておられません。ただし、農振農用地の除外申請の時には両方とも同意が添付されております。
今回は先程も説明しましたが、理由書と被害防除計画書が提出されております。赤で印をしておりますが、東側については地権者が体調不良のため会うことが困難であるという理由と、北西の角は建物の影になるので同意できないとあるものの、現状放棄状態で、今現在の現況だけ見ると営農はされていないと見受けられます。それを踏まえてご審議いただけたらと思います。

議長 それでは41番の案件について何かご質問はありませんか。

- 1 8 番 同意をもらえていない土地の境から、どれくらい引いた計画となっていますか。
- 事務局 位置図・配置図の6ページの被害防除計画書に書いていますが、建物は外壁の後退距離を1.5m以上とし2階建てまでとするとあります。
- 議長 他に質問はございませんか。
- 2 番 農地の真ん中で、農地の広がりのある土地です。市役所から800m以内にある農地で転用ができるのですが、広がりのあるところで住宅1戸はいいですが開発を認めていいのか、農業の立場から考えるとふさわしくないのではと思います。周辺の方皆が賛成ならいいと思うが、隣地の同意がない状態で開発を進めるのはどうかなというふうに考えます。
- 事務局 この申請地については、農振農用地の除外も既にできているところで、周辺の広がりだけをみたらありますが、本庁舎から800m以内で第2種農地の要件に該当しますので転用が可能な農地となります。周辺の同意については先程と重複しますが、理由書と被害防除計画書が提出されております。
- 2 番 市としては800m以内であれば、広がりがあっても構わないという進め方ですか。
- 事務局 市の方が進めるという事ではなくて、農地区分の判断の要件の中で本庁舎から800m以内は第2種農地に区分されるという事での判断です。委員のいう農地の広がりという事もわかりますが、区分の判断すると第2種農地に該当するので、第1種農地と違い制限は緩和されるという事になります。それで出てきた案件については第2種農地で審議しないといけません。
- 議長 他にございませんか。
- 1 7 番 農振の除外ができているということは、開発をするということで印をもらっていると思います。日照権の問題について、前に1日のうちに3時間日が当たれば日照権の問題は解決すると聞いた気がするのですが、教えてください。
- 事務局 3時間当たらなかつたらではなしに、3時間当たったらですか。
- 1 7 番 そうです。
- 事務局 明確な基準はありません。
- 1 7 番 前にあった転用で、そんなことがあったように記憶していますが。
- 事務局 何時間当たったらという明確な基準はないし、今の作物でこれだけの日影なら影響はないといった意見が出ることはあると思いますが。作る作物によっても影響の出方は違うと思うので、今回であれば遊休農地状態であるので影響は少ない

と考えるということです。どれ位。日が当たらなかったら、収量がどのくらいになるかという計算はできない。

17番 遊休地だから影地になっても構わないわけではなく、先々何か作るようになったとき、一日中日が当たらないとなっても困るし、なのでそういうことがわかるのであれば教えてほしいのです。

事務局 基準はありません。

議長 他に質問はありませんか。

2番 北はともかく、東については営農上影響があると思われますので、同意のない理由はともかく、現状はないから心配するところです。

議長 他に質問はございませんか。

4番 隣地の同意がない中で、農業委員会で判断するのが難しいのではないかと思います。そこは心配なところではあります。

事務局 理由書には4人の名前が出ていますが、下の2人については相続人の同意が取れています。農業委員会として、ここで許可をするのではなくて、許可権者である県に農業委員会の意見を付してあげてを審議しているところです。先程も意見が出ましたが、日影についていえば隣接地には影響はあると思います。それで不許可にするのか、あるいは農振除外の時には同意はあったが状況が変わったので今回のタイミングでは取得されてないということで、日影は農振除外当時同意が取れていたことを鑑みて意見を付すことも考えられます。ここで許可をするのではなく、どういう意見を付して県に上げるかという審議になります。

4番 同意書に判がなくとも市役所から800m以内の第2種農地であれば許可ができる農地ということ。

事務局 通常は隣地の同意をもらうことが多いですが、農地法で言うと、まず被害防除措置を提出してくださいと、ただ隣接の同意が取れていたら被害防除措置が出来るものとして扱っています。今回はその内容について協議しているという事です。

議長 他に質問はございませんか。
ないようですので、5条41番を採決します。
5条1件許可に同意される方は挙手願います。

議長 挙手多数ということで、許可に同意し意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 引き続きまして、残りの5条5件につきまして審議いたします。何か質問はございませんか。

- 議長 ないようですので、５条５件許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 挙手多数により、許可に同意し意見書をつけて、知事に送付いたします。
- 議長 続きまして、議案第３号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは受付番号３０番の説明を致します。
申請地は、野市町東佐古字弓場屋敷５４番、地目は田、面積は３１０㎡です。
位置図は２１ページ、現況写真は１１ページと１２ページをご覧ください。
申請地は昭和３０年当時より北側の土地とともに宅地として一体化して、たばこ乾燥場、物置、家庭用菜園、庭として利用していましたが、建築物は取り壊されて現在に至ります。
補足説明があれば　５番農業委員さんお願いします。
- ５番 以前は古い家があり誰も住んでない状態でした。最近建物が壊されて、その一部に農地が残っていたということです。
- 事務局 続きまして受付番号３１番の説明を致します。
申請地は、野市町西野字トノ丸８８１番６、地目は田、面積は６．７６㎡です。
位置図は２２ページ、現況写真は１３ページをご覧ください。
申請地は昭和６０年月日不詳より一部は建物敷地、一部は通路の隅切り部分となり現在に至ります。
補足説明があれば　６番農業委員さんお願いします。
- ６番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。
- 事務局 続きまして受付番号３２番の説明を致します。
申請地は、野市町大谷字中ノ坪８８５番１、地目は畑、面積は１５６㎡です。
位置図は２３ページ、現況写真は１４ページをご覧ください。
申請地は山林の西側に位置し、日当たりが悪いため、収益の上がる作物も無く、平成５年頃から耕作しておらず、現状は雑草・つる草が全面に繁茂しています。
補足説明があれば　５番農業委員さんお願いします。
- ５番 非農地として、農地が残った状態で最近時々でてきているところです。道路、建物の上の方に使い難い農地が残っているのを、非農地として出してきている案件です。
- 事務局 続きまして受付番号３３番の説明を致します。
申請地は、香我美町中西川字宮ノ西１５４９番２、地目は田、面積は１３㎡です。
位置図は２４ページ、現況写真は１５ページをご覧ください。
申請地は昭和６０年月日不詳より県道の道路敷地となり現在に至ります。
補足説明があれば　１６番農業委員さんお願いします。

1 6 番 問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

2 番 3 3 番ですが、県道敷地という事になっていますが、個人の名義だけど県道敷地というのはどういうことでしょう。

事務局 現状、個人名義で県道敷であることは申請者もわかっているのは確かですが、経緯については確認できていません。

2 番 とらえ方によっては他人の土地を道にしているという事にもなりますが。

事務局 先程、説明したように経緯については確認が取れていません。後からわかったことなのか、登記漏れなのか、道であるというのは間違いないということで非農地証明が出てきているという事です。

2 番 税は個人が払っているということですか。

事務局 税の方まで確認はしていませんが、現況道路になっているかもしれませんが、確認はしていません。

2 番 県が買収すべきだと思うし、買収して登記漏れだとしたら、それも問題だし。

事務局 そこについては地権者と話が出来ているのかもしれませんが、県とどんなやり取りをして、今回出てきているかまでは事務局も調べていませんので。

議長 他にございませんか。

1 2 番 3 0 番ですけど、宅地と一体化に使っていたようですが、今は更地になっている状態で、家庭菜園もどれだけの面積かわかりませんが、されていたようですが、今後地目を宅地等にする目的で非農地を出したのでしょうか。

事務局 非農地申請というのは、転用計画がある場合は転用手続きを取っていただくようになります。今回の申請地については、現地で購入予定の方に話を聞く限りは、近くに自分の土地があり、そこに建物が建つのが嫌なので取得を考えているという話は聞きました。家庭菜園とか庭については、宅地の中であり得ることなので必ずしも、何かが植わっているから農地になるということではありません。通常非農地の時には建物等ある状態で申請してきますが、今回の場合は先に取り壊しをしてしまっています。現状が、すぐに耕作できる状態にできれば非農地証明は出すべきではないと思いますが、写真を見ていただければわかりますが、更地にはなっていますが、建物が建っていた基礎の一部であるとかが入っていますので、委員と現地確認の結果、すぐに営農ができる状態でないし、今までの状況を鑑みて非農地証明は妥当であるという判断をしております。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、採決にはいります。
非農地証明 4 件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。

議長 続きまして、議案第 4 号農地法第 18 条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 22 番の説明を致します。
申請地は野市町西野字ヲノ丸 1862 番 1 外 3 筆、地目は田、面積は合計で 3,124 m²です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方で、解約理由は賃貸人の都合による解約です。申請地は開発される予定で、現在農業振興地域の除外手続き中です。

続きまして、受付番号 23 番の説明をいたします。
申請地は野市町下井字ウノ丸 405 番、地目は田、面積は 925 m²です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方で、解約理由は賃借人の都合による解約です。新しい耕作者は未定です。

続きまして、受付番号 24 番の説明をいたします。
申請地は香我美町徳王子字若紫 536 番、地目は田、面積は 2,945 m²です。賃貸人、賃借人は議案書記載の方で、解約理由は賃貸人の都合による解約です。新しい耕作者は決まっております。
高知県農業公社による売買事業を行うために解約するもの。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

4 番 22 番ですが、場所はどの辺りでしょうか。

事務局 食いしん坊如月の南北の道路を北に上がったところで、数件開発が行われているところの隣接地です。

4 番 この方の土地が開発されていますので、他にどこを借りていたのかと思ひまして。

議長 他に質問はございませんか。
ないようですので、お諮りいたします。
農地法第 18 条による合意解約について 3 件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定11件、中間管理事業による所有権の移転4件、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第6号農地法第3条の3第1項の規定による届出について3件ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

18番 農地パトロールについて9月にタブレットを使って実施しましたが、管理についてですが、確認するとき、直前に刈ったものは綺麗になってますが、1年前に刈ったものは草がかなり生えています。管理についてどう考えていますか。基準は持っていますか。年に1回か2回か3回で違ってきますが。皆さんはどう見ているのでしょうか。

事務局 基本的には、年に1回でも草刈して管理をされていたら遊休農地としない場合もあります。確かに年に1回では、刈るタイミングによっては、かなり草の生える場合もあります。地元の委員さんで、ここはもうすぐ刈るとか知っている場合もあるので、そういう情報があれば草刈りで保全管理されていると見る場合があります。そういった情報がない状態で見たときに、かなり草が生えていたりすれば遊休農地としてみる場合もあります。1回でも管理されているという情報があれば遊休農地とは判断しない場合もあります。状態にもよりますが。わからないところについては、現場での状況判断ということになります。

1番 普段の時に気が付いて、何回か刈っているところはわかりますが、年に3回くらいは刈らないといけないのでは、機械で刈っているところも増えています。

議長 現場が違うので、担当地区の委員での判断になろうかと思いますが。

1番 平地でも山林化しているようなところも出てきた。
それとタブレットの境界線がおかしいところがあります。

事務局 タブレットについてですけど、境界線は税務課のデータを使っていますが、切図と会うように航空写真に貼り合わせたもので、目安として使っているもので、外部に出さないで下さいというのは、そこが正確な境界であると勘違いされると

いけないので、若干ずれているところがあります。現地で確認し、必要なら切図でも確認しないといけないところはあると思います。

1 番 何とか修正ができないものかと思っております。

事務局 明らかに全然違うということがあれば修正してもらったことはありますが、1か所で、その都度となると費用もかかることですので、おかしいところは言っていたら修正依頼はします。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第9回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
 なお、次回の農業委員会は、11月4日（木）午後1時30分から、この場所で行いますので、よろしくお願いします。

（ 閉会 14時54分 ）

議事録署名人

議事録署名人

会 長